

保証委託約款

私(以下「申込入」という。)は、株式会社千葉興業銀行(以下「銀行」という。)との金銭消費貸借契約(以下、「原契約」という。)に基づく債務の連帯保証を保証会社に委託することにつき、次の各条項を確約します。

第1条（保証委託）

1. 本約款に基づく契約(以下「本契約」という。)は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を銀行に通知し、かつ金銭消費貸借契約が成立したときに成立するものとします。
2. 申込入が保証会社に連帯保証を委託する債務(以下「被保証債務」という。)の範囲は、原契約に基づき、申込入が銀行に対し負担する借入金の元本、利息、遅延損害金その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本契約の有効期間は、原契約の有効期間と同一とし、原契約の有効期限が延長されたときは、当然に本契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条（保証料）

申込入は前条第1項の連帯保証により借入するときは、保証会社所定の保証料を銀行、保証会社間で定める支払方法に従い支払います。

第3条（担保の提供）

1. 申込入の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに保証会社に通知し、保証会社の承諾した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れます。
2. 保証会社に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期または価格等により保証会社において処分できるものとします。

第4条（求償権の事前行使）

1. 保証会社は、申込入または連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使することができるものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 担保物件が滅失したとき。
 - (4) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
 - (5) 銀行または保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (6) 第9条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条

第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込人または連帯保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込人または連帯保証人の所在が不明となったとき。

(8) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 申込人は、保証会社が第1項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。第2項については保証会社がSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の場合を除きます。

3. (1)第1項の規定により保証委託者が保証会社に対して償還をする場合において、金融機関等が全部の弁済を受けない間は、保証委託者は、保証会社に担保を供させ、または保証会社に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとします。

(2)第1項に規定する場合において、保証委託者は、供託をし、担保を供し、または保証会社に免責を得させて、その償還の義務を免れることができるものとします。

(3)第3項については保証会社がSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の場合に限りします。

第5条（解約、中止）

1. 申込人が前条第1項の各号の一つに該当、または、本契約が解約されたときは、保証会社が申込人の同意なしに保証を中止または解約することに異議ありません。

2. 申込人は、前項により保証会社から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社に負担をかけないものとします。

第6条（求償権の範囲）

申込人は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至る日まで、当該保証債務履行額に対し次表に記載の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

保証を委託する保証会社	遅延損害金の割合
株式会社 オリエントコーポレーション	年 14.6%
アイフル 株式会社	
SMBC コンシューマーファイナンス株式会社	

第7条（代位弁済）

1. 申込人は、申込人が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、または、銀行に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込人および連帯保証人に対して何ら通知、催告することなく、銀行に対し、保証債務の全部または一部を履行することに同意します。

2. 申込人は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込

人が銀行との間で締結した契約のほかに本契約の各条項を適用されても異議ありません。

第8条（代弁の充当順序）

1. 申込入および連帯保証人は、保証会社に対する弁済額が保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。なお、申込入または連帯保証人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。第1項については保証会社が SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の場合を除きます。
2. 保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
3. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。第2項、第3項については保証会社が SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の場合に限ります。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 申込入および連帯保証人は、申込入（申込入が法人にあつてはその代表者を含む）または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申込入または連帯保証人は、自ら（申込入が法人にあってはその代表者を含む）または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 申込入または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、または第2項各号の何れかに該当する行為をし、もしくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込入または連帯保証人は、申込入または連帯保証人に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第10条（届出事項の変更）

1. 申込入および連帯保証人は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込入および連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
2. 申込入および連帯保証人は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第11条（調査・報告）

1. 申込入および連帯保証人は、財産、経営、業況等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
2. 保証会社または保証会社の委託する者が申込入および連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。
3. 申込入および連帯保証人は、財産、経営、業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに保証会社へ報告し、その指示に従います。
4. 申込入および連帯保証人は、保証会社の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行います。

第12条（費用の負担）

申込入は、保証会社が被保証債務保全のために要した費用および、第4条または第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

第13条（借入約定）

保証会社の保証により銀行と取引することについては、本契約のほか、申込人と銀行との間で締結した金銭消費貸借契約（証書貸付）の各条項に従うものとし、金銭消費貸借契約（証書貸付）の契約内容が変更されたときには、本契約の内容も当然に変更されるものとしします。

第14条（契約の変更）

1. この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとしします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前2項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとしします。

第15条（求償権の譲渡）

申込人は、保証会社の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

第16条（管轄裁判所の合意）

申込人および連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかににかかわらず、申込人および連帯保証人の住所地、銀行および保証会社の本社または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとしします。

第17条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、申込人が本契約によって負担する一切の債務について、申込人と連帯して債務履行の責を負います。
2. 銀行または保証会社に差入れた担保、保証人について、銀行または保証会社に変更、削除、返還等をして、連帯保証人の責任に変動を生じないものとしします。銀行から保証会社に移転し、もしくは譲渡された担保についても同様としします。
3. 連帯保証人が金融機関に対して保証債務を履行し、または担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償および代位の関係は次の通りとしします。
 - (1) 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して第6条の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。
 - (2) 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき金融機関に提供した担保の全部について保証会社が金融機関に代位し、第6条の金額の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行使することができます。
 - (3) 連帯保証人は、金融機関に対する自己の保証債務を弁済したときは、保証会社に対し

て何らの求償をしません。

4. 保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、申込者に対してもその効力が生じるものとします。
5. ただし、本条項は保証会社がアイフル株式会社および SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の場合は除きます。

以上